



Trade Mark 商標

弁理士法人 藤本パートナーズ 田中 成幸◇弁理士

類似群コードが異なる商品・役務でも類似と判断されることがあると聞きました。どのような場合が該当するのでしょうか。

(滋賀県 T. N)



1. 類似群コードとは

わが国の商標法では、出願商標が、他人の登録商標と同一または類似し、かつ、その指定商品等が上記登録商標の指定商品等と同一または類似である場合は、商標登録を受けることができません（商標法4条1項11号）。

特許庁では出願商標が上記拒絶理由に該当するか否かを審査するにあたり、指定商品等の類否を「類似商品・役務審査基準」（以下、本審査基準）に基づいて判断しています。

本審査基準では、互いに類似と考えられる商品等がグループ化され、それぞれのグループに「類似群コード」と呼ばれる共通コードが付されています。そして同じ類似群コードが付された商品等は審査において互いに類似するものと推定されています。

類似群コードは特許庁の審査の迅速化に貢献するとともに、出願人の事前の商標調査等による登録予見性向上にも役立っているものといえます。

2. 類似群コードが異なっても類似と判断される場合について

同一の類似群コードが付された商品

等の類似関係はあくまで推定ですので、必ず類似するとはいえません。

一方で、ご質問にあるように類似群コードが異なっても類似するとされる商品等は存在します。

その典型例として挙げられるのは備考類似であり、本審査基準における「備考」の欄に特定の商品等について「類似と推定する」旨記載されているものが該当します。

備考類似の例

・第9類「電子計算機用プログラム」と第42類「電子計算機用プログラムの提供」
・第9類「電子出版物」と第41類「電子出版物の提供」

なお、備考類似は、審査段階では考慮されず、第三者による異議申立てや無効審判等において類似と推定される運用です。

加えて、備考類似に記載されていない商品等であっても無効審判等において類似と判断される場合もありますのでその一例を紹介します。

令和6年11月11日知財高裁令和6年(行ケ)第10028号事件

特許庁の審決（無効2023-890053号）では、第10類「医療用機械器具（歩

行補助器・松葉づえを除く）」と第44類「医療用機械器具の貸与」は類似しないと判断されましたが、知財高裁における審決取消訴訟では両商品・役務の事業者、用途、提供場所・販売場所、需要者の範囲が共通する部分が多い点を考慮し、互いに類似すると判断されました。

3. まとめ

特許庁の審査段階では類似群コードに基づいて商品等の類否を判断しているため、事前の商標調査等では類似群コードを前提に登録可能性等を判断して特に問題はないと思われれます。

ただし、登録後の安定した権利による安全な商標使用という観点からすると、少なくとも備考類似の有無を確認しておくべきです。

また、備考類似ではなく類似群コードも異なる2商品等が互いに類似するか否かについては、それぞれの商品等の用途、販売場所・提供場所、需要者の共通性等を個別具体的に検討する必要がありますため、その判断は極めて難しいといえます。

もし、疑わしいものがあれば弁理士に相談してみるとよいでしょう。